

議案第 55 号

公の施設の区域外設置に関する協議の件

別紙のとおり山陽小野田市が宇部市の区域内に公の施設を設置することについて協議をするため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 3 第 3 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 11 日提出

宇部市長 篠崎圭二

区域外における公の施設の設置に関する協議書

山陽小野田市の上水道施設を宇部市に設置することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第1項の規定により次のとおり定める。

令和7年6月 日

宇部市長 篠崎圭二

山陽小野田市長 藤田剛二

1 公の施設の名称

山陽小野田市水道事業

2 設置の目的

小野田・楠企業団地内に建設される工場への給水のため。

3 設置の場所

小野田・楠企業団地内（宇部市大字船木字迫田）

4 給水の主体

山陽小野田市水道局

5 利用条件

山陽小野田市水道事業給水条例（平成17年山陽小野田市条例第195号）に定めるところによる。

6 経費の負担

上水道施設に関する経費については、両市が負担するものとし、その負担割合は別に協議して定める。

7 その他

この協議書で定めるもののほか必要な事項は、別に協議して定める。

議案第55号参考図



議案第56号

損害賠償の額を定める件

下記のとおり損害賠償の額を定めることについて、宇部市交通事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第70号）第7条の規定により、市議会の議決を求める。

令和7年6月11日提出

宇部市長 篠崎圭二

記

1 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和6年2月13日、市内明神町の市道において発生した路線バスによる人身事故

2 損害賠償の相手方

3 損害賠償の額 一金 2,551,397円也

議案第57号

損害賠償の額を定める件

下記のとおり損害賠償の額を定めることについて、宇部市交通事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第70号)第7条の規定により、市議会の議決を求める。

令和7年6月11日提出

宇部市長 篠崎圭二

記

1 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和7年1月22日、山口市小郡明治の市道において発生した路線バスによる人身事故

2 損害賠償の相手方

[REDACTED]

3 損害賠償の額 一金 1,251,646円也